

雲南広域連合広報誌

うんたふ

UNNAN WIDE AREA UNION

2026

春号

VOL.69

2026年3月15日発行

新緑の琴引山登山道（飯南町佐見）

登山道の途中には十畳岩や大神岩などの巨岩があり、山頂直下には琴弾山神社が鎮座しています。

令和8年2月雲南広域連合議会定例会

雲南広域連合長所信表明

令和8年2月雲南広域連合議会定例会の開
会にあたり、令和8年度の取り組みにおける
私の基本的な考え方を申し上げ、議員の皆様
のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

はじめに、1月6日に鳥根県東部を震源と
する最大震度5強を観測する地震が発生し、
当管内でも震度5弱を観測しました。被災さ
れた皆様にご心よりお見舞い申し上げます。

幸いにも当管内では大きな被害はありませ
んでしたが、地震をはじめとする自然災害に
対し、関係機関とさらなる連携強化を図り、
災害発生防止と被害の軽減に努めてまいりま
す。

それでは、主要施策について申し上げます。
まず、第6次雲南広域連合広域計画につい
てであります。

広域計画は、広域連合並びに関係市町が相
互に連携を図りながら、広域行政施策を総合

的かつ計画的に実施するため策定されるもの
で、本年度は、第5次計画の最終年であります。

8月定例会全員協議会において第6次計画案
についてのご説明をさせていただいたところ
ですが、今議会に議案としてご提案させてい
ただくこととしております。

次に、消防についてであります。

令和7年中の主な出動状況につきましては、
火災が前年より8件増の36件となり、近年増
加傾向にあります。消防団とも連携しながら、
災害時の対応を的確に行っていくとともに火
災予防を呼び掛けてまいります。また、救急
出場は、前年より178件増の2902件で、
過去最多となりました。ドクターヘリの搬送
人員は前年より26人減の98人、救助出動は前
年より11件増の68件となりました。医療機関
に搬送した傷病者のうち、65歳以上の高齢者
が全体の78・9%を占める状況であり、今後
の高齢者数の増加に対し、増加していく救急

需要に的確に対応していく必要があります。

令和7年度の消防関係の主な事業としては、
これまで計画的に消防庁舎の改修を進めてま
いりましたが、今年度実施中の雲南消防署の
改修により事業完了する予定としております。
改修により感染拡大防止や女性隊員の環境改
善が図られ、一層の災害対応体制の強化に寄
与するものと期待するものです。

また、昨年2月に発生した岩手県大船渡市
の林野火災を受け、去る12月、本議会での広
域連合火災予防条例制定により、林野火災の
予防を目的とした「林野火災注意報・林野火
災警報」の運用が本年1月より開始されまし
た。これらが発令されている際には、屋外で
の焚火等や火の使用に関する制限が設けられ、
特に林野火災警報発令時に従わない場合は、
罰金や拘留などの罰則が適用される場合があ
ります。折しも、全国各地で自衛隊が出動す
るような大規模な山火事が頻発しているところ





ろであります。管内において、林野火災が発生しないよう、適切な火の取り扱いについて広報に努めてまいります。

次に、介護保険事業についてであります。

国において、「強い経済を実現する総合経済対策(令和7年11月21日閣議決定)」により、「介護分野の職員の処遇改善については、他職種と遜色ない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行う。」とされたことから、令和9年度の定期改定を待たずに令和8年度に期中改定が実施されることになりました。

詳細は今後示されることとなりますが、報酬改定により介護分野で働く人の賃金水準が引き上げられ、人材確保・定着につながることを期待するところです。

令和8年度は、令和9年度から11年度を計画期間とする第10期介護保険事業計画の策定年度であり、現在、事業計画の策定に向け、今後の充実すべき施策の検討やサービス見込量を把握するため、在宅介護実態調査、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等を実施しております。

各種調査の結果を踏まえ、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護保険事業を円滑に実施するための指針となる計画を策定してまいります。

次に、下水道事業についてであります。

汚泥共同処理施設「雲南クリーンセンター」は、平成29年度に稼働を開始してから、令和8年度で10年目を迎えます。この間、施設運営は順調に推移していましたが、燃料費高騰による急激な物価上昇等をはじめとする環境の変化に対応するため、令和6年度に下水道事業経営戦略を改定し、合理的・能率的な施設運営に努めています。

施設内の主要設備等の維持管理については引き続き処理施設の適正な運転管理を行うとともに、毎年度実施する点検・整備結果を踏まえた上で実効性のあるものに見直すことで機能保全に努めます。

あわせて、公営企業として自らの経営状況を正確に把握した上で、将来に向けた経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に引き続き取り組んでまいります。

さて、本定例会に提出する議案は、一般事案件1件、条例の一部改正4件、令和7年度補正予算2件及び令和8年度当初予算3件の計10件であります。慎重なるご審議のうえ可決賜りますようお願い申し上げます、令和8年度に臨むにあたっての所信といたします。

令和8年2月19日

雲南広域連合長 石飛厚志

令和7年12月定例会

令和7年12月23日、令和7年12月雲南広域連合議会定例会を開催しました。
この議会には次の議案を提出し、いずれも原案のとおり可決されました。

議決事項

●職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

令和7年人事院勧告等及び構成市町職員の給与改定に倣い、雲南広域連合職員の給与を改定するため、所要の改正を行いました。

●雲南広域連合火災予防条例の一部を改正するについて

全国的に大規模林野火災が発生している状況に鑑み、林野火災の予防上危険な気象状況になった場合の「林野火災注意報・林野火災警報」の新設など、林野火災予防に関する事項等の規定の整備をするため所要の改正を行いました。

●令和7年度雲南広域連合一般会計補正予算（第3号）

既定額から歳入歳出3,306万円を増額し、総額を17億6,883万円としました。

【主な内容】

・人件費	3,108万円
・総務管理費	94万円
・職員研修事業	△240万円

●令和7年度雲南広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）

既定額から歳入歳出375万円を増額し、総額を84億2,980万円としました。

【内容】

・人件費	375万円
------	-------

●令和7年度雲南広域連合下水道事業会計補正予算（第2号）

①収益的支出の補正

・営業費用（人件費）	22万円
------------	------

②流用することができない経費補正

・職員給与費	22万円
--------	------

③処理場費事業費組替え

・修繕費増に対する委託料からの組替え	172万円
--------------------	-------

採決結果

議案の賛否状況です。なお、松林孝之議長は採決に加わりませんでした。「○」…賛成 「●」…反対 「-」…欠席

議案名	採決結果	多賀法華	佐藤隆司	廣野祐二	北村千寿	渡辺重光	糸原文昭	上代和美	矢壁正弘	小田川謙一	景山登美男	石原武志	早樋徹雄	内藤眞一
職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
雲南広域連合火災予防条例の一部を改正する条例について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和7年度雲南広域連合一般会計補正予算（第3号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和7年度雲南広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和7年度雲南広域連合下水道事業会計補正予算（第2号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

令和8年2月定例会

令和8年2月19日、令和8年2月雲南広域連合議会定例会を開催しました。
この議会には次の議案を提出し、いずれも原案のとおり可決されました。

議決事項

- **第6次雲南広域連合広域計画について**
第5次雲南広域連合広域計画が、令和8年3月31日で終了することに伴い、新たに令和8年4月1日からの5か年計画を策定しました。
- **雲南広域連合長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例について**
地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、関係条文の整理を行う必要があるため、所要の改正を行いました。
- **職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について**
出勤手当について、救急以外の災害出動には支給されていないことから、これを支給して救急出場した職員との整合性を図るため、所要の改正を行いました。
- **雲南広域連合介護保険条例の一部を改正する条例について**
4月1日以降8月初旬までの仮徴収期間の資格取得者に対する介護保険料の仮算定における計算方法を変更し、前々年の所得等により仮算定した額を仮徴収額とするため、所要の改正を行いました。
- **雲南広域連合火災予防条例の一部を改正する条例について**
対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、所要の改正を行いました。
- **令和7年度雲南広域連合一般会計補正予算（第4号）**
既定額から歳入歳出1,327万円を減額し、総額を17億5,556万円としました。
【主な内容】
 - ・人件費 Δ 935万円
 - ・消防ポンプ自動車整備事業（地方債補正含む） Δ 268万円
 - ・高規格救急自動車整備事業 Δ 280万円
- **令和7年度雲南広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）**
既定額から歳入歳出3億3,363万円を増額し、総額を87億6,343万円としました。
【主な内容】
 - ・総務管理費 Δ 220万円
 - ・保険給付費 3億3,550万円
- **令和8年度雲南広域連合一般会計予算**
歳入歳出予算の総額は、それぞれ15億5,209万円（対前年8.5%減）と決めました。
（詳細は6ページ）
- **令和8年度雲南広域連合介護保険特別会計予算**
歳入歳出予算の総額は、それぞれ83億4,765万円（対前年4.0%増）と決めました。
（詳細は7ページ）
- **令和8年度雲南広域連合下水道事業会計予算**
〈業務予定量〉
 - 下水汚泥 15,466 t（対前年比12.0%減）
 - その他汚泥 23,700 t（対前年比1.2%減）
 〈3条予算〉
 - 収益的収入 4億3,948万円（対前年比7.3%増）
 - 収益的支出 4億4,402万円（対前年比7.2%増）
 〈4条予算〉
 - 資本的収入 1,225万円（対前年比0.5%増）
 - 資本的支出 2,073万円（対前年比0.5%増）
 （詳細は7ページ）

採決結果

議案の賛否状況です。なお、松林孝之議長は採決に加わりませんでした。「○」…賛成 「●」…反対 「-」…欠席

議案名	採決結果	多賀 法華	佐藤 隆司	廣野 祐二	北村 千寿	渡辺 重光	糸原 文昭	上代 和美	矢壁 正弘	小田川 謙一	景山 登美男	石原 武志	早樋 徹雄	内藤 眞一
第6次雲南広域連合広域計画について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
雲南広域連合長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
雲南広域連合介護保険条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
雲南広域連合火災予防条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和7年度雲南広域連合一般会計補正予算（第4号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和7年度雲南広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和8年度雲南広域連合一般会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和8年度雲南広域連合介護保険特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和8年度雲南広域連合下水道事業会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

令和8年度 雲南広域連合当初予算の概要

一般会計

予算額は15億5,209万円で、
前年度当初予算と比べて1億4,385万円（8.5%）の減額となりました。

歳入 主な財源

構成市町負担金13億5,336万円があります。前年度対比6,884万円の増額（5.4%増）

歳出 主な使い道

総務費

8,893万円

一般管理費
7,014万円

- ・人件費
- ・総務管理費（各システムの運営保守料等）

企画費
545万円

- ・地域振興事業
- ・広域まちづくり事業

財産管理費
787万円

- ・庁舎管理費（光熱水費、各種設備保守料等）
- ・公用車管理費（燃料費等）

消防費

12億9,094万円

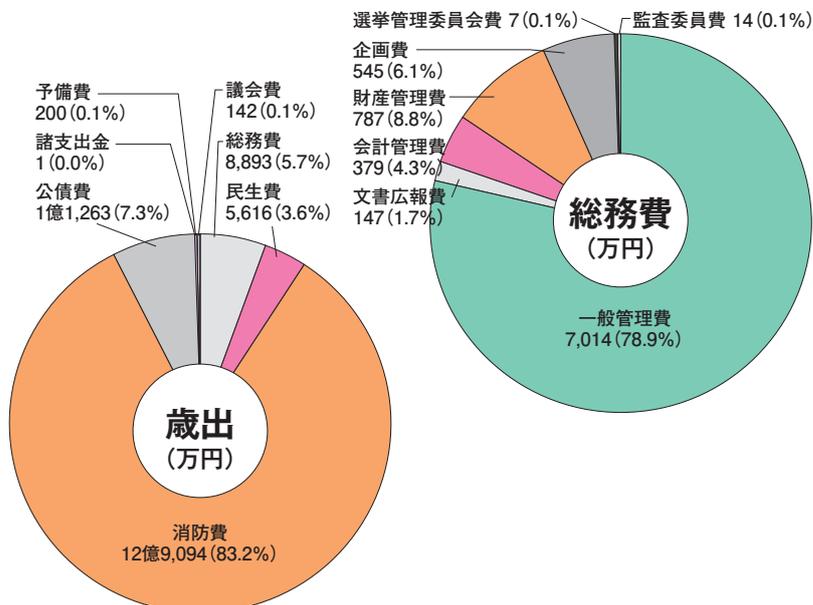
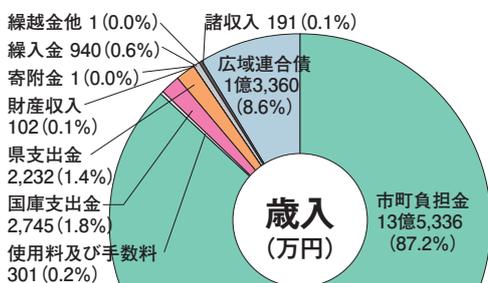
常備消防費
11億175万円

- ・人件費
- ・出勤関係需用費等（燃料・消耗品・資機材等の整備等）
- ・庁舎、車両関係役務費、委託料等

消防施設費
1億8,919万円

- ・高規格救急自動車整備事業（奥出雲消防署配備）
- ・消防通信指令システム更新事業
- ・警防活動維持管理事業
- ・消防庁舎整備事業

令和8年度 一般会計予算



介護保険特別会計

予算額は83億4,765万円で、前年度当初予算と比べて3億1,787万円（4.0%）の増額となりました。

歳入 主な財源

介護保険事業のうち、介護給付費及び地域支援事業費の50%は、国、県、市町が負担し、残りの50%を介護保険料で賄っています。介護保険料は、40歳以上の方に納めていただき、40歳から64歳の方は27%を負担（医療保険料と併せて納めていただいています。）、65歳以上の方は23%の負担をしていただくこととなっています。総務管理費等の介護給付費及び地域支援事業以外の費用は、概ね市町が負担しています。

歳出 主な使い道

保険給付費
75億7,148万円

要介護・要支援認定を受けた方が、介護保険サービスを利用したときに係る費用のうち、本人が負担する額を除いた広域連合(保険者)が負担する額です。

- 居宅サービス費 … 17億5,458万円
- 地域密着型サービス費 … 19億700万円
- 施設サービス費 … 28億8,832万円

地域支援事業費
4億8,161万円

要支援者等を対象とした訪問介護、通所介護、介護予防事業、地域包括支援センターの運営、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援コーディネーターの体制整備などの費用です。

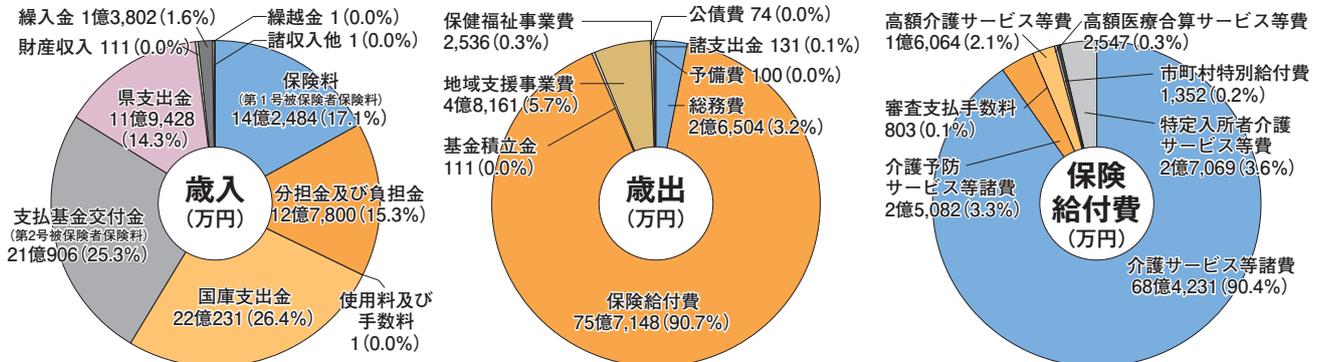
保健福祉事業費
2,536万円

被保険者のみなさん全体を対象にした、地域支援事業以外の介護予防事業、自立支援事業に係る費用です。

総務費
2億6,504万円

人件費、介護保険料の賦課・徴収費用、介護認定審査に係る費用、介護保険事務処理システムに係る費用、介護人材育成にかかる費用等です。

令和8年度 介護保険特別会計予算



下水道事業会計

令和2年度から下水道事業へ地方公営企業法の財務規定を適用し、公営企業会計として経理しています。雲南市、奥出雲町、飯南町の下水汚泥等を雲南クリーンセンターで共同処理します。

収益的収支

資本的収支

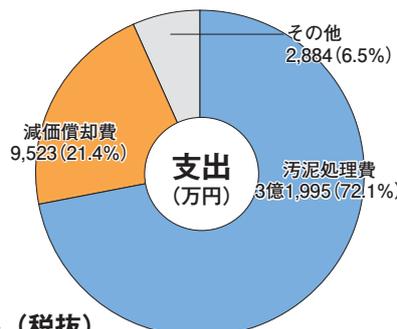
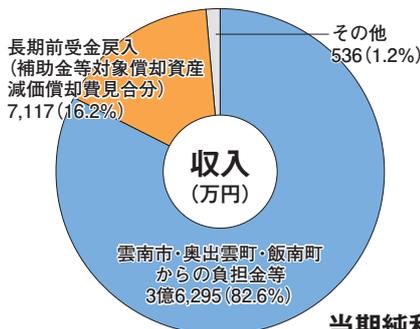
令和8年度 下水道事業会計予算

収入 4億3,948万円

支出 4億4,402万円

収入 1,225万円

支出 2,073万円



当期純利益 (税抜)

△454万円

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額848万円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんします。

令和7年災害状況

令和7年1月1日～12月31日

令和7年の火災件数は36件で、昨年から8件増加しました。また、救急は2,902件で過去最多となっています。

火災

36件 (令和6年 28件) ※その他：休耕田、田圃法面、雑種地等



雲南市 16件



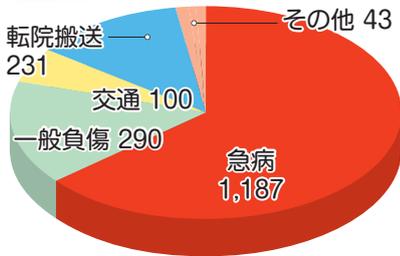
奥出雲町 14件



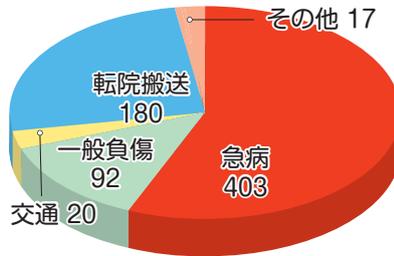
飯南町 6件

救急

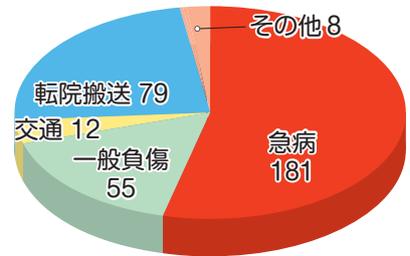
2,902件 内管外4件 (令和6年 2,724件)



雲南市 1,851件



奥出雲町 712件



飯南町 335件

救助

68件 内管外2件 (令和6年 57件) ※その他：転落、山岳等



雲南市 49件



奥出雲町 14件



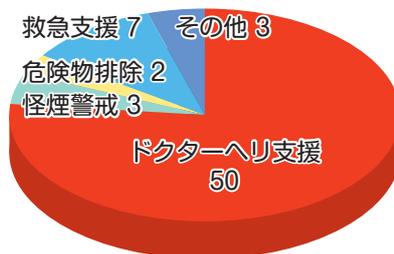
飯南町 3件

その他災害

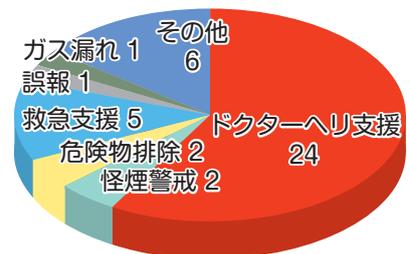
288件 (令和6年 293件)



雲南市 182件



奥出雲町 65件



飯南町 41件



令和8年1月1日から

林野火災注意報・警報

の運用を開始しました！！

林野火災注意報・警報が発令された場合の屋外での規制について

- ①山林、原野において火入れをしないこと
- ②花火をしないこと
- ③火遊び又はたき火をしないこと
- ④可燃物の近くで喫煙をしないこと
- ⑤山林、原野で喫煙をしないこと
- ⑥残火、取り灰又は火粉を始末すること

※警報発令時、①～⑥に違反した場合罰則
(30万円以下の罰金又は拘留)があります。



火災予防に
ご理解とご協力を
お願いします。

問
合
せ
先

雲南消防本部・雲南消防署	40-0119
奥出雲消防署	54-2166
飯南消防署	72-1201



雲南消防本部
ホームページ

地震による電気火災対策を!!

地震が発生すると、建物の倒壊だけではなく火災の被害が多く発生しています。この火災の原因は電気によるものが過半数を占めています。

電気火災対策に、**感震ブレーカー** が有効です。

感震ブレーカーとは？ 地震の揺れを感知して、自動でブレーカーを落とし電気を遮断します。

分電盤タイプ
(内蔵型)



分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断。

分電盤タイプ
(後付型)



分電盤に感震機能を外付けするタイプで、漏電ブレーカーが設置されている場合に設置可能。

コンセントタイプ



コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、コンセントから電気を遮断。

簡易タイプ



ばねの作動や重りの落下によりブレーカーを落として、電気を遮断。

感震ブレーカーの設置には、電気工事が必要なもの、自分でコンセントに差し込むだけのものなど、4つのタイプがあります。

電気の使用を再開する際は、ガスが漏れていないか、電気機器の周囲に可燃物がないか、などを確認してください。

受賞おめでとうございます



大東保育園幼年消防クラブ
(雲南市大東町大東)



宮畑自治会防火クラブ
(雲南市三刀屋町中野)

令和7年度 島根県消防表彰受賞

令和7年11月16日、日頃の積極的な防災活動が認められ、2団体が島根県消防表彰を受賞されました。



消防ポンプ車



救急車

雲南消防署の 出動車両を更新しました。

この消防ポンプ車及び救急車は、国の補助金等を活用し整備したもので、緊急消防援助隊に登録しており、雲南消防署管内の災害に対応するほか、県内及び全国で大規模な災害が発生した際にはその被災地へ出動します。

介護保険料に関する 通知様式が変更となります。

介護保険被保険者証などの各種証、通知書、納付書等の様式が変更となります。
特に、65歳以上の介護保険料をお納めいただく方全員にお送りする「介護保険料仮徴収開始通知書（4～8月）」の様式を変更しますので、あらかじめご承知おきいただきますようお願いいたします。

変更点 1



通知書が「圧着ハガキ」からA4用紙になり、見た目が大きく変わります。

変更点 2



4月半ばにお送りする保険料通知の種類が増えます。（通知書が2枚届く場合があります。詳細は下記のとおり。）

A

「納入通知書（介護保険料額決定通知書）兼特別徴収開始通知書」（年金天引きの方全員）

「納入通知書（介護保険料額決定通知書）」（納付書納付・口座振替の方全員）

第1期～第3期の保険料額をお知らせするものですので、内容をご確認ください。

（下記B、次ページC、Dいずれかの通知書も届いた場合、この通知は参照しないでください。）

B

「納入通知書（介護保険料額変更通知書）兼特別徴収仮徴収額変更通知書」

徴収方法が特別徴収（年金天引き）の方で、令和8年度の保険料額を平準化した方にお送りします。
（詳細は次ページのとおり）**Aの通知書とBの通知書の2枚届いた方は、Bの通知書をご確認ください。**

次ページへつづく

第1期～第3期の天引き額は、原則、前年度2月の天引き額と同額になります。しかし、前年度途中で介護保険料が変更された場合、そのままでは第1期～第3期の仮徴収額と第4期～第6期の本徴収額に差が出る可能性があります。

このような差が出る可能性のある方を対象に、仮徴収額と本徴収額が同じになるよう、第2期（6月）と第3期（8月）の保険料額を調整（平準化）します。

例：平準化前後の期別保険料額（第5段階：保険料年額 72,000円）

平準化前	納付月 (期)	(2月) (第6期)	4月 (第1期)	6月 (第2期)	8月 (第3期)	10月 (第4期)	12月 (第5期)	翌2月 (第6期)
	期別保険料額	(2,400円)	2,400円	2,400円	2,400円	21,600円	21,600円	21,600円
仮徴収額：7,200円					本徴収額：64,800円			

平準化後	納付月 (期)	(2月) (第6期)	4月 (第1期)	6月 (第2期)	8月 (第3期)	10月 (第4期)	12月 (第5期)	翌2月 (第6期)
	期別保険料額	(2,400円)	2,400円	16,800円	16,800円	12,000円	12,000円	12,000円
仮徴収額： 36,000円					本徴収額：36,000円			

Aの通知書には平準化前の保険料額が、Bの通知書には平準化後の保険料額がそれぞれ記載されます。実際に徴収する額はBの通知書に記載されていますのでご承知おきください。

C



「納入通知書（介護保険料額変更通知書）兼特別徴収開始通知書」

4月まで徴収方法が普通徴収（納付書・口座振替）の方で、6月から新たに特別徴収が開始する方にお送りします。**Aの通知書とCの通知書の2枚届いた方は、Cの通知書をご確認ください。**



D

「納入通知書（介護保険料額決定通知書）兼特別徴収中止通知書」

4月の仮算定までに死亡・転出等の情報が雲南広域連合に届き、介護保険資格を喪失された方にお送りします。資格喪失者であっても一旦仮算定を行い、その後保険料の減額を行うため、Aの通知書も発行されます。**Aの通知書とDの通知書の2枚届いた方は、Dの通知書をご確認ください。**（仮算定までに処理が間に合わなかった場合は、翌月にDの通知書を送付します。）

老齢基礎年金の繰下げを行っている方へ～繰下げ中は年金天引きができません～

介護保険料の徴収方法について、65歳以上で年額18万円以上の年金を受給されている方は、原則、特別徴収（年金天引き）となります。

しかし、老齢基礎年金の繰下げを行っている方（老齢厚生年金のみ受給している場合を含む）は、特別徴収の対象となりません。この場合、老齢基礎年金の受給が始まった後、約半年後から特別徴収が開始されることになります。